

消 防 危 第 2 0 8 号
令 和 8 年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部長

」 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について

危険物の移送又は車両による危険物の運搬中における災害は、一度発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

つきましては、移動タンク貯蔵所等による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記の要領で立入検査を実施し、より一層の安全確保の徹底を図るようお願いします。

記

1 立入検査の期間等

(1) 期間

令和8年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に、今年度下半期に実施される各種行事やイベントの開催時期等に合わせ、立入検査実施期間を選定すること。

(2) 場所

道路上、移動タンク貯蔵所の常置場所、危険物の積卸し場所等において、安全かつ効果的に立入検査を実施できる場所を選定して行うこと。

なお、道路上で実施する立入検査については、警察等関係機関と十分連携をとり実施すること。

(3) 対象

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両

2 立入検査の重点項目等

(1) 昨年度の移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果(「移動タンク貯

蔵所等に対する立入検査結果について」(令和8年1月8日付け消防危第1号))において、基準不適合の多い項目を主とした次に掲げる項目を重点的に確認すること。

なお、立入検査で確認された基準不適合等の移動タンク貯蔵所等に対しては、危険物施設違反処理マニュアル等を参考に適切な対応を図ること。

ア 移動タンク貯蔵所に関する項目

- ・ 位置、構造又は設備に係る無許可変更(常置場所、注入ノズル及びホース設備の変更等)
- ・ 完成検査済証等の備え付け
- ・ 電気設備又は接地導線の維持管理状況(断線の有無の確認等)
- ・ 定期点検(特に5年以内の期間ごとの漏れの点検)の実施
- ・ 危険物取扱者の保安講習受講、乗車及び免状携行

イ 危険物運搬車両に関する項目

- ・ 運搬する危険物に適應する消火設備の設置
- ・ 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法

(2) その他

ア 移動タンク貯蔵所等の適正管理の推進について

立入検査に合わせ、移動タンク貯蔵所に係る消防法上の適正な手続き(常置場所の変更許可申請及び譲渡又は引渡しに係る届出)及び移動タンク貯蔵所等の車体の適正な管理について所有者等に周知すること。

なお、周知には、必要に応じて別添1を活用されたいこと。

イ イエローカードの携行状況(ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類以外のものに限る。)について確認し、不携行の場合は携行するよう指導すること。

なお、イエローカードは一般社団法人日本化学工業協会が制定したカードで、危険物等の輸送中における事故時に、乗務員が初期対応及び消防機関等への情報提供が適切に行えるような緊急応急措置の情報が記載されており、次のとおり運用されているので参考とされたい。

- ・ 事業者がイエローカードを作成し、それに基づいて乗務員を教育し輸送中は常時携行させる。
- ・ イエローカードは運転席の目に付きやすいところに設置する(納品書と共に置くと非常時に出しやすい。)
- ・ 輸送している化学品以外のイエローカードは携行させない。
- ・ 緊急連絡先の荷送会社(荷主)は24時間対応可能な事業所等とする。
- ・ 事故対応体制を確立し、訓練を実施する(事業者の連絡系統、機材・人員の確保と派遣、応援要請等)。

3 立入検査の実施結果の報告

立入検査の実施結果は、別添 2 の立入検査結果報告（エクセルファイル）により、令和 8 年 12 月 11 日（金）までに都道府県ごとに取りまとめ、下記の電子メールアドレスに送付すること。

なお、移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その 1）に入力する「無許可車両数」と移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その 3）に入力する無許可車両に対する措置状況は、件数に相違が生じることのないよう留意すること。

消防庁危険物保安室

担当：下田、笹壁

T E L：03-5253-7524（直通）

E-mail：kikenbutsukiseijimu@ml.soumu.go.jp